

会議の要旨

- 1 開催した会議の名称
令和4年度第1回精華町国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時及び場所
令和4年5月9日（月）午後2時から午後3時まで
精華町役場 6階 審議会室
- 3 議題等
 - ① 精華町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて
 - ② 精華町国民健康保険税条例一部改正（案）について
- 4 公開・非公開の別
公開（傍聴者 なし）
- 5 出席者
精華町国民健康保険運営協議会委員13名のうち出席者12名
出席委員
渡辺会長、寺本副会長、飯田委員、檀上委員、山澤委員、永嶋委員
山本委員、新司委員、藤本委員、上西委員、古味委員、古賀委員

欠席委員
藤木委員
- 6 開会
委員13名中、12名の出席により、過半数を上回っていることから、本
協議会は成立
- 7 審議等の要旨
 - ①精華町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認をも
とめることについて
改正の主な内容
保険税の区分には、①基礎課税分②後期高齢者支援金等分③介護納付金
分の3つの要素で構成されている。このうち、①基礎課税分にかかる課税
限度額を65万円（改正前63万円）とし、②後期高齢者支援金等分にか
かる課税限度額を20万円（改正前19万円）とする。③介護納付金分は
据え置き。
質問・意見など

山本委員

国が課税限度額を引き上げるので、町も引き上げるとのことだが、町は引き上げないということもできるのか。

事務局

必ずしも国の制度に合わせて引き上げる必要はないが、国の制度を超えて、町の保険制度で上げることができないので、どこの自治体も、国の制度に合わせて引き上げている状況である。

審議結果

賛成全員による

②精華町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正（案）について

改正の主な内容

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が3割以上減少した被保険者等の国民健康保険税の減免について、令和2年度、3年度課税分と同様、令和4年度課税分についても減免の対象とする。

質問・意見など

古味委員

減免の財源について、4／10は財政支援があるが、6／10は町が負担するのか。

事務局

減免額の4／10の残りは、国民健康保険事業特別会計で負担しなければならない。納付されるべき保険税収が少なくなることになる。

審議結果

賛成全員による

8 答申

9 その他